

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第2号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和3年8月31日付け情個審答申第2号に係る答申の内容を公表する。

令和3年9月10日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会
会長 古 屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

令和2年度に水戸市内の対象法人のクリーニング店舗に対して建築基準法に適合しているか調査、指導に入ったことが分かるものの開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、存否応答拒否とした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年3月5日付けで本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、令和3年3月17日付け建指第221号で本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年4月1日付けで審査請求書を、同月6日付けで補正書をそれぞれ提出した。
- (4) 実施機関は、令和3年5月6日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に通知した。
- (5) 実施機関は、令和3年6月23日に本審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張

(1) 趣旨

実施機関は、当方の開示請求に対し、水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条及び第7条第3号に該当するため不開示決定としたが、本件処分は建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項に違反をして不当な利益を得た業者の事実を公表しないのだから、公共の利益を害し、クリーニング業界の公正な競争を妨げるものである。本件処分により、審査請求人は、法第99条第1号に定める刑事罰の告訴を行う権利を侵害されている。以上の点から、本件処分の取消しを求め、本審査請求を提起した。指定した文書を開示していただきたい。もし文書がなければ、その旨を伝えていただきたい。

(2) 理由

本件開示請求に係る文書は、対象法人の文書であり、同社は他県にわたって同様の法違反を繰り返し、不当な利益を得ている。このような行為は、業界健全化のために摘発されるべきであり、当方も刑事告訴も検討している。

水戸市は条例で「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とあるが、対象法人は不当な利益を得ていたの

であり、この条例には当たらない。

このことは、他の自治体が、本件開示請求に係る文書と同様のものをことごとく開示している事実からも理解できると思う。

4 実施機関の主張

(1) 審査請求の理由に対する認否等

本件開示請求の対象が対象法人に係る文書であること、対象法人について法違反に係る報道があったこと及び条例に「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とあるのは認め、その余の主張については不知。

審査請求書に添付された他の自治体の文書は確認したが、当該文書が開示請求により開示されたものかどうか、また、そうだとした場合どのような請求に対して開示されたものであるかが不明である。

(2) 本件対象文書の特定について

本件開示請求の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、仮に存在するとすれば、実施機関が対象法人に対して実施した調査、指導等に係る対応経過等を記録した文書及び現地の写真が該当する。

(3) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する観点から、公にすることにより事業を行うものの事業活動その他正当な権利利益を害するような情報については、開示しない旨を定めたものである。

イ 本件対象文書には、実施機関が行った調査、指導等について、法に違反し、又は違反していることが疑われる建築物の所有者名及びその違反の内容、行政指導の内容、当該行政指導に対して建築物の所有者が講じた措置、対応経過等について個別具体的に記載されることになる。そのため、仮にその存否を明らかにすると、実際の法違反の有無にかかわらず、実施機関が対象法人に対し法違反の可能性があり調査、指導等を行ったかどうか明らかになる。

法違反の建築物については、法第9条第1項又は第10項の規定による命令をした場合は、同条第13項の規定によりその旨を公示すべきこととされており、当該命令に至らない段階で、法違反に係る調査、指導等を行った事実を公にすることを、法は予定していないものとする。また、法に定める場合以外に、法違反に係る調査、指導等を行ったことを公表することについて、実施機関が独自に定めた基準等はなく、法に基づく命令を行って初めて、法違反に係る調査、指導等を行ったことを公にすることとなる。実際に、法違反が疑われる建築物について、近隣住民等から情報提供が寄せられた場合においても、被通報者が不利益を被る可能性等を考慮し、調査、指導等の内容については、回答しないこととしている。特に、法違反に関する調査については、当該調査を行うことが法違反を裏付けるものではないにもかかわらず、当該調査を受けたことをもって、調査を受けた者が法に違反しているのではないかといった誤った臆測を招くおそれがあると考えられる。また、行政指導として実施機関が実施する指導を受けたことをもって、当該指導を受けた者の社会

的地位を不当に低下させるなど、当該者が法人等である場合には、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

そのため、本件対象文書の存否に係る情報は、対象法人に対する信用の低下を招き、取引活動等において不利な取扱いを受け、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たる。

また、法人名を特定した開示請求においては、法人の名称が明らかになる部分を不開示としてその余の部分を開示するとしても、当該法人に係る情報全体を開示することと同様の結果となる。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第3号に該当する不開示情報を明らかにすることとなるから、条例第10条の規定により本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示としたものである。

エ なお、審査請求人は、「対象法人は不当な利益を得ていたものであり、この条例には当たらない」と主張しており、当該主張は、対象法人が法違反を行ったことにより利益を得ているため、対象法人に対する法違反に係る調査、指導等の有無は、条例第7条第3号アに規定する「正当な利益」に該当しないと主張であると思慮される。しかし、実施機関は、対象法人が不当な利益を得ているか把握していない。また、同号アで保護すべき利益は、事業を行うものの事業活動その他正当な権利利益であり、仮に対象法人が何らかの不当な利益を得ているとしても、本件対象文書が同号アに規定する「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たらないとはいえない。

(4) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、いわゆる公益開示として、同号に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、公益上の必要性が優先されれば公開すべきであることを規定したものである。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報をいう。

審査請求人は、法に違反して不当な利益を得た業者の事実を公開しないのだから、本件処分は、公共の利益を害し、クリーニング業界の公正な競争を妨げるものであると主張する。しかし、仮に対象法人が法に違反する建築物の所有者であったとして、当該建築物が人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあるかどうかは、対象法人が不当に利益を得ているかどうかではなく、当該建築物そのものが人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあるかどうかにより判断すべきものである。

この点、当該建築物が人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある場合には、法第9条第1項又は第10項の規定による命令を行うこととなり、その事実については、同条例第13項の規定により公示するものであるが、対象法人について、当該命令及び公示を行った事実はない。

イ このため、本件対象文書の存否に係る情報は、条例第7条第3号ただし書には該当しない

い。

- (5) 法に定める刑事罰の告訴を行う権利を侵害されている等の審査請求人のその余の主張は、本件処分に関するものではない。
- (6) 以上のとおり、本件処分に違法・不当な点はないので、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第3号に規定する不開示情報を明らかにすることとなるとして、条例第10条の規定により当該文書の存否を明らかにしないで不開示とする本件処分を行った。

以下、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が対象法人に対して実施した調査、指導等に係る対応経過等を記録した文書及び現地の写真が該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する観点から、公にすることにより事業を行うものの事業活動その他正当な権利利益を害するような情報については、開示しない旨を定めたものである。

イ 本件対象文書には、実施機関が行った調査、指導等について、法に違反し、又は違反していることが疑われる建築物の所有者名及びその違反の内容、行政指導の内容、当該行政指導に対して建築物の所有者が講じた措置、対応経過等について個別具体的に記載されることになる。そのため、仮にその存否を明らかにすると、実際の法違反の有無にかかわらず、実施機関が対象法人に対し法違反の可能性があり調査、指導等を行ったかどうか明らかになる。

法違反に係る調査、指導等の事実の公表の有無等について、実施機関に確認したところ、実施機関の説明は次のとおりである。

(ア) 法に違反している建築物については、法第9条第1項又は第10項の規定による命令を行うこととなり、その事実については、同条第13項の規定により公示することとされている。しかし、当該命令に至らない段階の調査、指導等を行った事実の公表については、法に定めがなく、公表が予定されているものではない。

(イ) また、実施機関においては、調査、指導等を受けた者に関する風評が流布することにより当該者が不利益を被る可能性への配慮及び守秘義務の観点から、問合せ等に対し、調査、指導等を行った事実を回答しないこととしている。命令に至らない段階の調査、指導等を行ったことをもって、その事実を公表した事実はない。

上記の法違反に係る調査、指導等の事実の公表の有無等に係る実施機関の説明には、不合理な点は認められない。また、法違反に関する調査については、当該調査を行うことが法違反を裏付けるものではないにもかかわらず、当該調査を受けたことをもって、調査を受けた者が法に違反しているのではないかといった誤った臆測を招くおそれがあるという

実施機関の主張は妥当である。

そのため、法違反に係る調査、指導等の事実に係る情報は、対象法人に対する信用の低下を招き、取引活動等において不利な取扱いを受け、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たるから、条例第7条第3号本文に該当する。

ウ なお、審査請求人は、「対象法人は不当な利益を得ていたものであり、この条例には当たらない」と主張しており、当該主張は、対象法人が法違反を行ったことにより利益を得ているため、対象法人に対する法違反に係る調査、指導等の有無は、条例第7条第3号アに規定する「正当な利益」に該当しないと主張であると思慮される。

しかし、条例第7条第3号該当性は、対象法人が不当な利益を得ている法人であるかどうかにかかわらず、本件対象文書を開示することで、対象法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかという観点から判断すべきものである。仮に対象法人が何らかの不当な利益を得ているとしても、本件対象文書が同号アに規定する「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たらないとはいえない。

(4) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、いわゆる公益開示として、同号に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、公益上の必要性が優先されれば公開すべきであることを規定したものである。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報をいう。

審査請求人は、法に違反して不当な利益を得た業者の事実を公開しないのだから、本件処分は、公共の利益を害し、クリーニング業界の公正な競争を妨げるものであると主張する。しかし、仮に対象法人が法に違反する建築物の所有者であったとして、当該建築物が人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあるかどうかは、対象法人が不当に利益を得ているかどうかではなく、当該建築物そのものが人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあるかどうかにより判断すべきものである。

この点、当該建築物が人の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある場合には、法第9条第1項又は第10項の規定による命令を行うこととなり、その事実については、同条例第13項の規定により公示するものであるが、対象法人について、当該命令及び公示を行った事実はないという実施機関の主張に不合理な点はない。

イ このため、本件対象文書の存否に係る情報は、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

(5) 存否応答拒否について

本件開示請求のように法人名を特定した開示請求においては、法人の名称が明らかになる部分を不開示としてその余の部分を開示するとしても、当該法人に係る情報全体を開示することと同様の結果となる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第3号に該当する不開示情

報を明らかにすることとなるから、実施機関が条例第 10 条の規定により本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示としたことは、妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 他の自治体が本件開示請求に係る文書と同様のものを開示しているとの主張について

本審査会において、審査請求人が提出した他の自治体が開示したとしている文書を確認した。しかし、当該文書は、開示請求により開示されたものであるか、また、そうであったとしても、どのような開示請求に対して開示されたものであるかが不明である。

さらに、他の自治体が当該文書を審査請求人からの開示請求に基づき開示している場合であったとしても、その開示又は不開示の判断は、各自治体が各々の情報公開に関する条例に基づいて行うものであるため、そのことをもって、直ちに実施機関が本件対象文書の存否に係る情報を明らかにすべきであるということとはできない。

イ 本件処分が審査請求人の刑事罰の告訴を行う権利を侵害しているとの主張について

審査請求人は、本件処分により法に定める刑事罰の告訴を行う権利を侵害されていると主張するが、当該主張は、本審査会の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(7) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件審査請求に理由があると認められないことから、本件処分は妥当であると判断する。